

〇 当別町役場 TEL 0133-23-2330 FAX 0133-23-3206

⊠► Eメール

kouho@town.tobetsu.hokkaido.jp

ホームページ http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/

秋の火災予防運動 実施します!

当別消防署では、10月15日 から31日までの17日間、秋 の火災予防運動を実施します。 この運動は、火災の発生しやす い時季を迎えるにあたり皆さん に防火の意識を高めていただく ことにより、火災の発生・拡大 を防止し、火災から大事な生命・ 財産を守ることを目的としてい ます。

■期間中の主な行事・活動

・「一人暮らし高齢者世帯査察」 $10/16 \sim 10/19$

一人暮らしの高齢者のお宅へ 女性消防団員と職員が伺い、防 火マスコットを配布しながら住 宅用火災警報器の設置向上を呼 びかけます。

- ・「防火フットサル大会」10/21 小学生を対象にフットサルを 実施し、防火の意識を高めます (10/22 に選挙が実施される場 合は中止します)。
- ・「火災予防店頭広報」10/28 「北欧の風 道の駅とうべつ」 で、住宅用火災警報器の設置を 呼びかけます。

▼問合せ 当別消防署予防課予 防係 (☎ 23 - 2537)

|無||償||配||布|

乳幼児のいる家庭へ 町のごみ袋を無償配布します

町では少子化対策事業として子 育て家庭を応援するため、「乳幼 児おむつ用ごみ袋」を無償で配布 しています。

▼内容 10月1日現在、2歳未 満の乳幼児のいる家庭へ、乳幼児 1人当たり1カ月につき町指定ご み袋(200袋)を10枚配布します。

▼配布日時・場所

10月23日(月)~27日(金)

- ・ ゆとろ 8時45分~17時15分
- · 太美出張所 10 時~ 16 時
- ※対象家庭には10月中旬に通知 します。配布日時内に受け取り が困難な方は問合せください。
- ▼問合せ 保健福祉課保健医療係 (ゆとろ内・☎ 23 - 2346)

|納||税|

10月31日は町道民税・固定 資産税・国保税の納期限

納期限までに納付しない場合に は督促状が発付されたり、延滞金 がかかる場合があります。病気や 失業などのやむを得ない事情によ り、納期限までに納付することが できない場合は、ご相談ください。

▼問合せ 税務課納税係(☎23 -2341)

|福||祉|

ほじょ犬を知っていますか?

「ほじょ犬」とは、目や耳、手 足に障がいのある方の生活をお手 伝いする盲導犬・聴導犬・介助犬 のことです。公共施設や公共交通 機関、スーパーやレストラン、ホ テルなどの多数の人が出入りする 民間施設などには、補助犬同伴の 受け入れが『身体障害者補助犬法』 により義務付けられています。ほ じょ犬の役割について理解し、施 設の方も周囲の方も、補助犬の同 伴にご理解ください。

▼問合せ 介護課障がい支援係

(25 - 2665)

施設等の入り口などに 表示して、広く理解を 呼びかけるステッカー



北海道障害者職業能力開発校 入校前適正相談

国立北海道障害者職業能力開発 校では、求職中の障がい者(応募 希望者) の入校前適正相談を実施 します。

▼期間 平成30年3月2日まで ▼場所・問合せ 北海道障害者職 業能力開発校(砂川市焼山60番 地・☎ 0125 - 52 - 2774) ま たは最寄りの公共職業安定所。

住宅用火災警報器は、火災をいち早く発見し、 逃げ遅れによる死者を出さない、火災による被害 を最小限度におさえるための切り札です。

住宅用火災警報器を設置しましょう!!

毎月15日は「防火の日」 火の元を点検しましょう!

(お問い合せ先)

当別消防署予防課予防係 ☎23-2537

● 防犯協会ニュース

11月7日(火) 午後2時より 役場第二庁舎

◇防犯講習会を開催します。

北警察署から講師を招いて、防犯講習会を開催 します。犯罪の被害に遭わないための講話や町内 の犯罪状況等のお話があります。どなたでも参加 できますので、希望者は当別町防犯協会事務局

(☎ 23 - 2711) へご連絡願います。

◎平成 29 年刑法犯発生状況 (8 月末現在)

侵入窃盗	部品狙い	車上狙い	タイヤ盗	自転車盗	不審者
4件	3件	4件	0件	11 件	3 件









事前申込み・問合せ 広報秘書課広報広聴係(☎23-3069)

1日合同相談所 相談料は無料!

町内の専門相談員による各種合 同相談会を開催します。

日ごろから気になること、行政 に対する意見など、ぜひこの機会 にご相談ください。

- ▼日時 10月18日 (水) 13 時 30 分~ 16 時 30 分
- ▼場所 白樺コミセン
- ▼相談料 無料
- ※事前にお申込みください。

内 容	相談員
●行政相談 行政が行う業務に対する要望や意見	行政相談委員 藤澤康一さん
● 相続・不動産登記	 司法書士 橋本俊一 ^さ ん
● 人権相談 家庭や近所のもめごと	人権擁護委員 堀内教子 ^さ ん 宮崎直高 ^さ ん
● 消費相談 契約トラブル	消費生活相談員 森田博之 ^さ ん

狩猟期間中は道有林への 入林を控えてください

エゾシカ狩猟期間中は、多くの 狩猟者が道有林へ入林します。狩 猟に伴う事故防止のため、この期 間の狩猟目的以外での入林を控え てください。エゾシカによる森林 等被害を低減するため、皆さんの ご理解とご協力をお願いします。

▼エゾシカ狩猟期間 平成 29 年 10月1日~平成30年3月31日 ▼問合せ 北海道空知総合振興局 森林室管理課管理係 (☎ 0126 -22 - 1155

口座振替は便利・確実・安心 な納付方法です

町税を納付書により納めている 方は、便利な口座振替の手続きを しましょう。

▼申込み 町内の町税取扱金融機 関に申込用紙があります。預貯金 通帳・通帳の届出印・納税通知書 を持参し、店舗窓口で申込みくだ さい。

- ※申込日の翌月以降の納期から 口座振替が開始となります。
- ▼問合せ 税務課納税係(☎23 -2341)

町税と町営住宅使用料等の 夜間窓口を開設しています

夜間窓口では、町税と町営住宅 使用料 (家賃)・駐車場使用料の 納付に関する相談などをお受けし ています。

■今月の夜間窓口(共通)

10月12日(木)・26日(木) 19時30分まで

▼場所・問合せ

町税窓口:税務課納税係(☎23 -2341)

町営住宅関係窓口:建設課管理 住宅係 (23 - 3197)

◎平成 30 年度入校

平和を仕事にする 陸海空白衛官募集

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生	18 歳以上 27 歳未満の者	, - , -	11月18日(土)~20日(月) のいずれか1日
高等工科学校 生徒	中卒(見込み 含む)17歳 未満の男子	11月1日(水) ~平成30年 1月9日(火)	平成 30 年 1 月 20 日(土) ※ 2 次試験あり

江別地域事務所では自衛官募集等に関する説明を実施しています。 江別市野幌町40-15 G&Tビル2F(月から金 午前9時~午後5時)

▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎ 011 - 383 - 8955 役場環境生活課町民生活係 **☎** 23 − 3209

広告



○ 当別町役場 TEL 0133-23-2330 FAX 0133-23-3206

⊠► Eメール

kouho@town.tobetsu.hokkaido.jp

ホームページ http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/

「続けよう 地域の生活 私の健康」 健康福祉出前講座

住み慣れた自宅や地域で生活するために大切なことについて、講話を行います。この機会に、自分や家族、地域の健康について考えてみませんか? 講座の中では、当別シャッキリ体操も行います。ご家族やご友人と一緒にぜひご参加ください。

- **▼日時** 10月31日 (火)、10時 ~ 11時30分(受付9時45分~)
- ▼場所 西当別コミセン大会議室

▼内容

【第1部】元気な時から考えたい 自分の医療〜病気になっても、自 宅で過ごす方法〜(10時〜11時)

北海道医療大学看護福祉学部 竹生 礼子 氏

【第2部】町の健康づくり・困った 時の相談先 (11 時~11 時 20 分) 【第3部】当別シャッキリ体操 (11 時 20 分~11 時 30 分)

- ▼持ち物 筆記用具
- ▼参加料 無料
- ▼申込期限 10月26日 (木)
- **▼申込み・問合せ** 保健福祉課 健康推進係(ゆとろ内・☎23 -4044)



北海道植樹祭 ミニテント村 in 道の駅

道民の森での北海道植樹祭の実施に合わせ、9月にオープンしたばかりの「道の駅とうべつ」でミニテント村を開催します。

- **▼日時** 10月15日(日) 10時30分~14時30分
- ▼場所 北欧の風 道の駅とうべつ ▼内容

【販売】 木工品、ジビエ (フランクフルト、ジンギスカンなど)、原木しいたけ

【展示】 ペレットストーブ、害鳥 獣の捕獲道具

【その他】 木工体験教室(当日受付制)、木のプールの遊具など ※出展内容は都合により変更になる場合があります。

▼問合せ エネルギー推進室林政 係(**☎**27 - 5089)

<道民の森 植樹祭>

道民の森 (神居尻地区) では、 植樹の他、育樹や森林散策が行わ れます。(道の植樹祭ホームページ http://www.pref.hokkaido. lg.jp/sr/sky/fest/2017/sougou. htm)

今年度 2 回目の開催! 共生型ボランティア養成講座

地域の皆さんが高齢者や子育て 世帯への手助けを行う「有償ボランティア」の意義や援助の方法を 学びます。受講後には認定証書が 交付され、ご希望の有償ボラン ティアでの活動ができ、活動に応 じた報酬を受け取ることができ す。自分たちができることを考え、 お互いが支え合う地域づくりに向 けて、有意義な時間をつくりませ んか。開催日時・場所等の詳細は、 新聞折り込みチラシでお知らせし ます。

- ▼開催期間 11月中に全9回
- ▼対象者 町内に在住または在 学・在勤する 18 歳以上の方
- ▼受講料 無料
- ▼問合せ 当別町共生型地域福祉 ターミナル (弥生 1091-6/ ☎ 25 - 5137)

1日コックさん

▼日時 10月11日 (水) 11時30分~(無くなり次第終了)

▼出店者・メニュー

ニコニコばぁば「野菜たっぷり 大根づくし第3弾」、一食500円 ▼場所・主催 オープンサロン Garden (☎22 - 0775)

広告

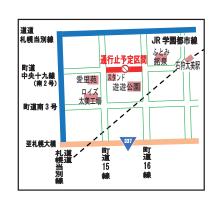
広告



太美地区で車両通行止めを実施します

防雪柵設置工事に伴い、1週間程度の通行止めを実施します。 ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▼場所 町道中央十九線(南2号) ※右図のとおり
- **▼期間** 10 月下旬から 12 月下旬までの中で 1 週間程度。 ※実施時期が決まり次第、町ホームページや近隣町内会への回覧等で お知らせします。
- **▼問合せ** 建設課建設係 (☎ 23 3142)





【国民年金保険料「後納制度」】

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付 することで、将来の年金額を増やすことができる「後 納制度 | が平成27年10月から平成30年9月まで に限り実施されています。後納制度を利用することで、 年金の受給ができなかった方が受給資格を得られるこ ともあります。従来、老齢年金を受け取るためには、 保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資 格期間が原則25年以上必要でしたが、平成29年8 月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受 け取ることができるようになりました。詳しくは、「年 金加入者ダイヤル 0570 - 003 - 004 へ。

【特定付加保険料の再勧奨を実施しています】

平成28年4月から平成31年3月までに限り、「特 定付加保険料(通常の付加保険料と同額の400円) 制度」が実施されています。対象の方は「①付加保険 料を納期限までに納付しなかったことによるみなし辞 退の適用を受けていなかったら付加保険料を納付でき た方」「②納期限経過後に納付している付加保険料で あって、本来は辞退申出があったとして還付すべき保 険料を納付すべき付加保険料と相殺することができる 方」で過去10年以内の期間が対象です。詳しくは、「年 金加入者ダイヤル 0570 - 003 - 004」へ。

■年金事務所出張相談所の開設

- · 日時 10月24日 (火) 10時~15時
- · 場所 商工会館(錦町) · 主催 札幌北年金事務所 ※年金相談は予約制です。代理人が相談する場合は、 委任状・身分証明書が必要です。

(相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133)

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

【第三者の行為によりけがや病気になったとき】

交通事故(自動車や自転車事故等)や飲食店等での 食中毒など、第三者(加害者)の行為によってけがや 病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担 するのが原則ですが、被保険者証を使って治療するこ とができます。この場合、必ず事前に「第三者行為に よる被害届」を提出していただく必要があります。

- ◆**医療機関に伝えましょう**…第三者行為によるけがな どにより、被保険者証を使用して治療を受ける旨を しっかりと伝えましょう。
- ◆警察に届け出ましょう…交通事故のときは、けがの 程度が軽くても必ず警察に届け出し、人身事故として 事故証明書を出してもらいましょう。
- ◆役場の窓口に申請しましょう…法令により、速やか に届け出ることが義務付けられています。

◆申請に必要なもの

①第三者行為による被害届(役場の窓口にあります) ②被保険者証、③被保険者の印鑑

※後日、事故証明書が必要となる場合があります。 詳しくは窓口へご確認ください。

【ジェネリック医薬品の利用について】

医療機関で処方される薬には、新薬 (先発医薬品) とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェ ネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、 厚生労働省の基準を満たす安全なお薬です。薬によっ て異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上 安くなるものもあります。ジェネリック医薬品の処方 を希望される場合は、病院・診療所・保険薬局等で、 医師や薬剤師にその旨を伝え、よく相談してください。

▼国民健康保険の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係(☎ 23 - 2467)